

令和8年度

主 要 事 務 事 業

企画総務常任委員会

目 次

計画行政の推進（政策企画課）……………	1	お問い合わせセンター運営および業務の再構築 （広報広聴課）……………	33
行政評価の推進（政策企画課）……………	2	個人情報保護制度及び公文書管理制度の適切な運用 （区政情報課）……………	34
行政経営改革の推進（政策企画課）……………	3	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり （人事課、研修担当課、職員厚生課）…	35
世田谷区総合教育会議（政策企画課、教育総務課）……………	4	障害者雇用の推進（人事課）……………	40
地域コミュニティの担い手づくり支援事業 （政策企画課、各部）……………	5	公有財産の有効活用（経理課）……………	42
自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 （政策企画課、財政課）……………	6	入札・契約制度の改善（経理課）……………	43
外郭団体の指導・調整（政策企画課）……………	9	電子契約の拡充（経理課）……………	44
新たな世田谷区史の編さん（政策企画課）……………	10	公契約条例の適正な運用（経理課）……………	45
自治体間連携の推進（官民連携・行政手法改革担当課）…	11	公用車の管理・運用（経理課）……………	46
官民連携の推進（官民連携・行政手法改革担当課）……………	12	区税の賦課（課税課）……………	47
寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 （ふるさと納税対策担当課、総務課、課税課）……………	14	区税徴収の推進（納税課）……………	48
教育総合センターを拠点とした連携取組みの推進 （政策研究・調査課、事業推進担当課）…	15	債権管理の強化（納税課）……………	49
大学と世田谷区との連携推進に関する取組み （政策研究・調査課）……………	16	用地取得基金の活用（用地課）……………	50
せたがや自治政策研究所による調査研究 （政策研究・調査課）……………	17	効果的な新公会計制度の運用 （会計課、政策企画課、財政課、経理課、 公共施設マネジメント課）……………	51
基幹統計調査（政策研究・調査課）……………	19	当初予算概要（新規・拡充事業）……………	52
持続可能な財政基盤の維持（財政課）……………	20	基本計画の推進……………	53
区のおしらせ「せたがや」の発行（広報広聴課）……………	21	新たな行政経営への移行実現プランの推進……………	54
FM放送（広報広聴課）……………	23		
区政PR（広報広聴課）……………	24		
区民の声（広報広聴課）……………	30		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	計画行政の推進 (政策企画課)	1. 基本計画の推進 平成25年9月に区議会において議決された基本構想を実現するため、基本計画の適切な進行管理を行う。 令和10年度からスタートする世田谷区実施計画の後期計画策定に向けた検討に着手する。	3,580千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	行政評価の推進 (政策企画課)	<p>世田谷区実施計画における施策事業を対象に、各施策事業の成果の達成状況や、新公会計制度を活用したフルコスト分析により、論理的かつ客観的な評価・分析を行う。評価結果は決算附属資料「主要施策の成果」で議会に報告する。</p> <p>また、令和10年度にスタートする後期計画の策定検討に着手するにあたり、公認会計士による世田谷区の財務諸表に関する解説及び財務指標を利用した自治体間比較などの財務分析を実施し、区ホームページにおいて公表する。</p>	1,252千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	行政経営改革の推進 (政策企画課)	<p>1. 「新たな行政経営への移行実現プラン」に基づく取組みの推進 プランの基本的考え方である「区民目線によるサービスの推進」、「多様な主体との連携強化による経営力向上」、「経営資源の最適化」に基づき、プランにおける各取組みを着実に推進していく。</p> <p>2. 「新たな行政経営への移行実現プラン」の見直し 令和8年度における各所管部の取組みや庁内外における好事例・先進事例の横展開、年度内の取組みの追加・修正を行い、令和9年度の修正計画の策定に取り組んでいく。</p> <p>3. デザイン思考を活用した事業改善 事業効果や費用対効果の向上及び政策形成のノウハウの蓄積を目的に、各所管における既存事業等をフィールドとし、行政とは異なる視点を持つ民間事業者のリサーチ力や・アイデアを生かした「共創・伴走」支援を受けながら、区民ニーズの再確認、事業実施手法を含めた事業の再構築を検討する。</p>	16,723千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、教育委員会事務局

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	世田谷区総合教育会議 (政策企画課、教育総務課)	<p>1. 世田谷区における今日の教育課題、重点的に講ずべき施策等について議論し、区長と教育委員会が教育政策の方向性や推進の方策などを共有する。</p> <p>2. 世田谷区の教育における課題等を区民と共有するため、区民に開かれた場において議論を行う。</p>	1,521千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部 各部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	地域コミュニティの担い手 づくり支援事業 (政策企画課、各部)	<p>せたがやPayを活用し、地域コミュニティの新たな担い手づくりにつな げられるよう、次の取組みを支援する。</p> <p>【対象分野】 地域・人、福祉、子ども・子育て、若者、教育、環境、健康、スポーツ・ 芸術、防災、防犯</p> <p>【支援内容】 ① 区、または、町会・自治会、NPO、市民活動団体、子育て団体、福祉団 体など、地域コミュニティを支える団体等が実施するイベントなどの運営 を支援する方へのポイント配布 ② 上記の団体等が実施するイベントなどの参加者へのポイント配布（イ ベントなどの参加が、今後の新たな担い手育成につながることを目的とし ている場合に限る）</p> <p>※令和8年度当初予算概要 No. 19</p>	45,581 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 (政策企画課、財政課)	<p>1. 地方分権改革について</p> <p>【第一次地方分権改革（平成5年～）】 国と自治体の役割の明確化、自治体の自主・自立性の向上等</p> <p>【三位一体の改革（平成13年～）】 国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し</p> <p>【第二次地方分権改革（平成18年～）】 地方に対する規制緩和、国から地方への事務・権限の移譲等</p> <p>平成18年12月地方分権改革推進法が成立され、平成19年4月より地方分権改革推進委員会が発足された。地方分権改革推進委員会は、第1次地方分権改革の課題として持ち越されていた地方に対する規制緩和、権限移譲を中心に4次にわたる勧告を行った。</p> <p>平成23年4月第1次地方分権一括法に始まった国から地方への権限移譲や規制緩和は、平成26年5月第4次地方分権一括法をもって367の法律が改正され、地方分権改革推進委員会の勧告事項には一通り対処したとされている。</p> <p>(提案募集方式)</p> <p>平成26年度より、従前の国主導による委員会勧告方式から地域の実情や課題に精通した地方の発意と多様性を重視し、個々の地方自治体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入され、第5次地方分権一括法等により法整備が進められてきた。以降、第15次地方分権一括法まで成立している。</p> <p>(提案募集方式の活用)</p> <p>区はこれまで特別区長会を通じて「産後ケア事業の法的事業化」、「児童相談所の設置権限の移譲」「公園施設として設置される建築物の許可手続の見直し」などを提案している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	27千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 (政策企画課、財政課) (続き)	<p>(第15次地方分権一括法)</p> <p>第15次一括法(「住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に」等)は、令和7年5月16日に公布され、体制整備に特に時間を要するもの等を除き、公布日から施行されている。</p> <p>引き続き、提案募集方式を活用し、課題解決のため積極的に提案していく。</p> <p>2. 都区制度改革について</p> <p>平成12年改正地方自治法により、特別区が「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに、都と特別区の役割分担及び財源配分の原則が規定された。一方で、都区の大都市事務の役割分担などの根本課題が積み残されたため、事務配分や区域のあり方、税財政制度について検討を進めるべく、平成18年に都区のあり方検討委員会を設置し、検討を続けているが、都区の見解が乖離していることもあり協議が中断している。</p> <p>(事務配分)</p> <p>検討対象事務444項目について方向性の整理(内53項目の事務が「区に移管する方向で検討する事務」)をしたものの、区域再編の議論により検討が止まっている。</p> <p>(区域のあり方)</p> <p>将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を目的として平成21年に東京の自治のあり方に関する研究会が設置された。平成27年の研究会最終報告では、区市町村は、危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理、相互補完、機能分担等、多様な選択肢について、主体的に検討、判断していく必要がある旨報告されているが、具体の検討には至っていない。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	自治権拡充に向けた地方分権改革と都区制度改革 (政策企画課、財政課) (続き)	(税財政制度) 平成20年に区側から検討の必要性を提言したが、都側の見解は時期尚早としており、具体の議論には至っていない。 3. さらなる自治権拡充の検討について 区は、最も身近な基礎自治体として、地域の実情や区民生活の実態に即した総合的な行政サービスを目指すとともに、持続可能な自治体経営の仕組みを目指し、拡充すべき権限など、さらなる検討を進めていく。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	外郭団体の指導・調整 (政策企画課)	1. 外郭団体将来ビジョンに基づく取組みの推進 (1) 役割を最大限発揮する。 (2) 区との連携・政策連動 (3) 経営の自主性・自立性向上 ビジョンに基づく各取組みを着実に推進し、令和8年度の実績、令和9年度の計画修正を反映した外郭団体将来ビジョン推進状況の策定に取り組んでいく。 2. 連絡協議会、連絡会議の開催 区と外郭団体の総合的な調整と各団体共通の課題についての協議及びその他情報交換等を行うため、外郭団体連絡協議会や外郭団体連絡会議を開催する。	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>新たな世田谷区史の編さん (政策企画課)</p>	<p>1. 新たな世田谷区史の編さん 原始・古代から現代に至る歴史資料の収集・分析・調査を行うとともに、近世編、中世編の刊行に続き、令和8年度に近代編を刊行し、以降令和10年度までに、原始・古代資料編、現代編、原始・古代編の刊行を順次予定する区史編さん作業を進める。</p> <p>2. 「区史編さんだより」の発行 区史編さんの進捗状況の報告や区史に関する調査研究の成果を情報紙として広報していく。</p>	18,589千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	自治体間連携の推進 (官民連携・行政手法改革 担当課)	<p>心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流について、自治体間同士や住民同士の交流など、政策面での連携を含め一層の推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体間連携フォーラム 開催回数 年1回 主催自治体 世田谷区 2. 特別区全国連携プロジェクト 特別区長会が進める全国連携プロジェクトの企画、事業を通じ、他自治体との情報共有および連携強化に取り組む。 	372千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	官民連携の推進 (官民連携・行政手法改革 担当課)	<p>【官民連携の推進】 世田谷区官民連携指針に基づき、民間企業等からの提案募集や区の政策課題の解決に向けた官民連携の取組みを推進する。</p> <p>1. 民間企業等からの提案募集および調整 民間企業等からの提案を、官民連携提案窓口（愛称「せたがや Co-Lab.」）により随時受け付けるとともに、民間企業等や所管課との対話により、連携実施に向けた調整を行う。</p> <p>2. 実証実験提案制度の活用 区も一部経費を負担しながら取り組む実証実験提案制度を活用し、民間事業者等からの効果的な提案や所管課のチャレンジングな取組みを積極的かつ迅速に実施する。 (具体的な取組み) ・多機能移動販売車を用いた地域コミュニティ活性化と健康増進活動 ・世田谷区立図書館ブックボックス拡充に向けた配送方法 ・自動対応システム（A I ボイスボット） ・個別教育支援計画・指導計画の効率化と質の向上 等</p> <p>3. 庁内の意識啓発に向けた取組み 官民連携の実績を庁内において共有するとともに、官民連携の推進に向けた庁内の意識啓発に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	16,800千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	官民連携の推進 (官民連携・行政手法改革 担当課) (続き)	<p>4. 税外収入確保策の推進 持続可能で強固な財政基盤を構築するため、区有地等の活用や安全かつ効率的な公金運用の推進、また、遺贈による寄附の受入環境の整備など、各所管部と連携しながら多様な税外収入確保策を推進する。</p> <p>【行政手法改革の推進】 「新たな行政経営への移行実現プラン」に基づき、これまでの業務手法や組織の縦割りを見直し、柔軟な組織運営の構築や職員の経験学習機会の拡充等による、行政手法改革の推進に取り組む。</p> <p>5. 「提案型プロジェクトチーム制度」の実施 職員の経験学習機会の拡充及び庁内横断的に区政課題の解決に取り組む柔軟な組織運営の構築に向けた取組みとして、職員が希望するプロジェクトチームに参加し、自発的な企画提案や事業実施を目指す「提案型プロジェクトチーム制度」を実施する。</p> <p>6. 「行政職員の力量形成ゼミ」の実施 論理的思考力や政策形成能力、また、他者と協働して学び合う力といった行政職員として必要な力量の形成を目指し、協働型の学び合いの形式による「行政職員の力量形成ゼミ」を実施する。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-6、1-11、5-11</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、総務部、財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 (ふるさと納税対策担当課、総務課、課税課)	<p>ふるさと納税制度に起因する区民税の減収が134億円にも上っている現状を踏まえ、税源流出の抑制及び寄附文化の醸成による一層の寄附獲得を目指し、以下の取組みを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寄附獲得に向けた取組み 税外収入の確保と寄附文化の醸成に向け、区内外から共感を得られる世田谷らしい施策に対する寄附募集や世田谷の多様な魅力を発信できるような返礼品の充実等に取り組む。 2. ふるさと納税制度による税源流出の現状と制度の問題点のPR ふるさと納税制度による税源の流出が区の財政状況に深刻な影響を与えていることや、制度の問題点等を区民にPRすることで、税源流出の抑制に取り組む。 3. ふるさと納税制度の見直しに向けた取組み 令和9年寄附分から住民税特例控除額の控除上限額を193万円とするなど地方税法が改正されたものの、ふるさと納税制度には解消すべき問題がいまだ山積していることから、制度の廃止を含む抜本的な見直しに向け、特別区長会等での機会を捉えて国へ働きかけを行う。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-7</u> 	345,154千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、教育委員会事務局

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	教育総合センターを拠点とした連携取組みの推進 (政策研究・調査課、事業推進担当課)	<p>区の教育現場と各分野の専門家及び団体等とが効果的に連携できるような橋渡しを行うと共に、連携取組みが活発かつ効果的に行えるよう伴走支援する。</p> <p>1. 連携取組みによる教育の質の向上 教育総合センターを拠点として、区内大学等と連携した授業や研修、先駆的な教育の試行など、教育現場と各分野の専門家及び協力団体等とが連携できるよう支援する。</p> <p>2. 連携ニーズの把握と伴走支援 区の教育現場と区内大学や企業等、それぞれの意向やねらいについて把握するために対話し、効果的で持続可能な手法を検討するとともに、試行的取組みの実践及び検証までを伴走支援する。</p> <p>3. 庁内連携の強化 連携取組みを推進するにあたり、区長部局及び教育委員会の関係各課と一体となって実践できるよう情報共有及び調整、取組みの実施補助等を行う。</p> <p>4. 先進・優良事例の調査研究と普及 各分野の協力団体及び専門家等と連携した区の教育的取組みを促進するため、国内外の先進事例などを把握し、必要に応じて関係者を対象とした学習の機会を設ける。</p>	1,869千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	大学と世田谷区との連携推進に関する取組み (政策研究・調査課)	<p>各大学の持つ専門性や地域資源を活かしながら、地域社会の持続的な発展に資するため、区内大学や近隣大学との一層の連携・協働を推進する。</p> <p>大学と区による意見交換、情報共有の場を作り、連携の考え方や目指すべき相互の姿など共通認識を図ることで、大学との効果的な連携・協働を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学学長と区長との懇談会 開催回数 年1回 開催予定日 令和8年11月5日(木) 2. 大学連携に関する調整連絡会 開催回数 年4回(予定) 3. 区内大学等応援補助事業の実施 区内大学等が実施する地域貢献事業を支援し、地域社会のさらなる発展を図るため、当該事業を対象に、ふるさと納税の仕組みを活用して寄附を募集する。集まった寄附金は、寄附者が指定した大学に対し、寄附額の7割を上限に補助金として交付し、区内大学等を支援する。 	724千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	せたがや自治政策研究所による調査研究 (政策研究・調査課)	<p>区の政策形成基盤の強化を図るため、政策研究、基礎研究等を行う。 せたがや自治政策研究所「2か年計画」(令和8年度・令和9年度)に基づいて調査研究を行う。</p> <p>1. プロジェクト (1) 今後のコミュニティ政策の検証・支援のあり方に関する検討 今後のコミュニティに係る調査の趣旨や実施体制・手法について改めて根本的に見直し、調査研究をより充実強化するとともに、分析結果をより有効に活用できるようにすることをねらいとして、今後のコミュニティ政策の検証・支援のあり方について検討する。また、多様な地域の活動主体が交流し、地域の課題解決していく場としての役割を果たすことが期待されている「小さなまちの拠点」について、データ収集方法の整理や関係者・関係団体への質的調査の試験的实施に向けた調査企画・設計を進める。 (2) データの「整備」と「活用」 区民と職員が協働する地域づくりに役立つデータを収集・整備し、庁内外で活用できる環境を整えるため、既存の調査研究データの整備やPower BI等による可視化を行う。また、基本計画の中間見直しに合わせ、令和9年に実施予定の将来人口推計について、考え方や手法の検討、人口動向・人口動態の分析を行う。 (3) 人材育成 講義と演習を通して職員のEBPMに関する理解促進を図る「せたがや版データアカデミー」の開催や、庁内のコミュニケーションやネットワークづくりを含めた人材育成を目的とする講演・講義・ゼミ・ワークショップ等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	9,257千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	せたがや自治政策研究所による調査研究 (政策研究・調査課) (続き)	<p>(4) 自治制度研究</p> <p>区民に最も身近な基礎的自治体として自治のあり方を研究するため、児童相談所設置について調査研究を行い、有識者を招いての勉強会や、関係者からのヒアリングを実施する。</p> <p>2. 学術機関誌「都市社会研究」、研究活動報告書「せたがや自治政策」の編集・発行</p> <p>政策課題にかかわる特集を組むほか、都市政策研究および自治体の政策に関する研究の発表の場として論文等の公募を行う「都市社会研究」および各年度の成果である研究活動報告をまとめた「せたがや自治政策」を編集・発行する。</p>	

令和8年度主要事務事業

政策経営部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	基幹統計調査 (政策研究・調整課)	1. 令和8年経済センサス-活動調査の実施 国、東京都、関係機関と連携し、調査方法、事務処理方法を十分に検討のうえ、基幹統計調査を円滑に実施する。 (1) 調査期日 令和8年6月1日 (2) 調査区数 500調査区 (3) 調査対象 約45,000事業所 ①直轄調査 約10,000事業所 ②調査員調査 約35,000事業所 (4) 調査員数 約340名 (5) 指導員数 13名 (6) 調査事項 従業者数、事業内容、経営組織、売上・費用の額等 (7) 調査書類配布方法 ①直轄調査 ・全事業所へ国から郵送 ②調査員調査 ・存続事業所へ国から郵送 ・未回答の存続事業所及び新設事業所へ調査員が訪問して配布 (8) 回答方法 郵送又はオンライン(希望があった場合には調査員が訪問回収) 2. 令和7年国勢調査の集計結果の公表 国が公表する集計結果を基に、区における集計結果を公表する。 (1) 人口速報集計(概要)(令和8年6月頃) (2) 人口速報集計報告(令和8年8月頃) (3) 人口等基本集計(概要)(令和8年10月頃) (4) 人口等基本集計報告(令和9年4月頃)	67,236千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	持続可能な財政基盤の維持 (財政課)	<p>国際情勢を含めた社会経済状況のほか、ふるさと納税の影響や物価・人件費高騰の区財政への影響を見極めながら、特別区税等の歳入や公共施設整備費・社会保障関連経費等の歳出の見通しを適切に見込み、財政の持続可能性を維持できる財政見通しを示していく。</p> <p>また、令和9年度当初予算の編成にあたっては、公共施設の改築・改修などの行政需要が増加していく見通しを踏まえ、特別区債や基金を適切な範囲で活用しつつ、経常経費の抑制に努め、限りある財源をより効率的・効果的に配分することを基本に予算編成を行う。</p>	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区のおしらせ「せたがや」 の発行 (広報広聴課)	1. 定期号 (1) 発行回数 月 3 回 (1 ・ 15 ・ 25 日) 年間 35 回 (1 月 15 日 を 除 く) (2) 発行形態 ・ 全区版 (1 ・ 15 日) タブロイド判 8 ・ 12 頁 ・ 地域版 (25 日) タブロイド判 4 頁 (3) 発行部数 (一 号 当 た り) 165, 300 部 (令 和 8 年 4 月 15 日 号) (4) 配布方法 ・ 新聞折込 (日 刊 6 紙) ・ 出張所・まちづくりセンター、図書館等の公共施設 ・ 新聞未購読の希望世帯への戸別配付 (8, 218 件 (令 和 8 年 4 月 1 日 現 在)) ・ 民間施設 駅 (38 ケ 所)、郵便局 (78 ケ 所)、 コンビニエンスストア (116 ケ 所)、 スーパーマーケット (29 ケ 所)、 書店 (7 ケ 所)、金融機関 (26 ケ 所)、 喫茶店 (12 ケ 所)、整骨院 (20 ケ 所)、 その他商業施設 (12 ケ 所)、 大学 (8 ケ 所)、集合住宅 (41 ケ 所) など (次頁に続く)	200, 331 千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区のおしらせ「せたがや」 の発行 (広報広聴課) (続き)	2. 特集号 パブリックコメントや選挙など特に重要な情報については、特集号を 発行する。 ・発行予定 6回(予定) ・発行形態 随時発行 タブロイド判2・4頁 3. その他 (1) 広報紙アプリ「マチイロ」 いつでも好きな時に広報紙を閲覧できるように実施(令和8年4月2 日現在登録者件数:23,513件)。新たな機能として、やさしい日本語・ 多言語への自動翻訳(英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語・ タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・ フィリピン語・ネパール語・ビルマ語(ミャンマー語))や、スクリ ーンリーダーによる自動音声読み上げに対応。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-1</u>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	FM放送 (広報広聴課)	<p>1. 非常時の緊急放送 非常時に災害対策本部からの最新の情報をエフエム世田谷で放送する(令和2年6月運用開始)。</p> <p>2. 平常時の世田谷区提供番組放送</p> <p>(1) 「世田谷通信」 区の取組みに関連したテーマについての区長とゲストとの対談。区の施策やイベントの告知。レポーターによるまちの話題の紹介。</p> <p>①区長の談話室(各30分間) 第1・2日曜 11:30～</p> <p>②世田谷情報セレクト(各20分間) 毎週(月)～(金) 9:30～、14:00～ 毎週(土) 11:30～</p> <p>(2) 防災・防犯インフォメーション(各3分間) 防災・防犯情報の提供 毎週(月)～(金) 17:30～ 毎週(土)・(日) 16:55～</p> <p>(3) せたがやスクール・クルーズ(15分間) 毎週(金) 12:45～</p> <p>※現在キャロットタワー26階に設置しているサテライトスタジオについては、令和8年11月、本庁舎等の整備に伴い開設する「区民利用・交流拠点施設」内に移転する。</p>	48,441千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課)	<p>1. ホームページの活用推進 より使いやすく分かりやすいホームページとなるよう迅速に情報提供を行うとともに、情報発信の安定性及び継続性の向上を図る。 ・ウェブアクセシビリティの向上 障害者差別解消法への対応として全庁的に取り組んでいる音声読み上げ等のアクセシビリティ対応を徹底するため、庁内周知や確認作業を継続して実施する。</p> <p>2. メールマガジンの配信 区政情報を広く発信する手段の一つとして、メールマガジンを定期的に配信する。</p> <p>(1) 登録人数 17,234件 (令和8年3月末現在)</p> <p>(2) 配信回数 ①区からのお知らせ情報：月3回 ②ひとり親家庭支援情報：月2回程度 ③子ども子育て情報：月1回程度 ④発達障害に関する情報：月1回程度 ※「資源・ごみ収集日情報」は令和7年度末で配信を終了し、令和8年度以降はLINE及びごみ分別アプリ「さんあ〜る」に情報提供を集約している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	42,301千円 (内訳) 区政PR： 22,068千円 ホームページ関係情報関連予算： 20,233千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課) (続き)	<p>3. せたがや便利帳の発行 区民が世田谷区に暮らすうえで役立つ行政情報を掲載した生活情報誌「せたがや便利帳」を発行・配布する。 (1) 発行 令和8年8月(予定) (2) 部数 45,000冊</p> <p>4. 世田谷区全図の発行 令和7年度に作成した原稿データを用い、内容の変更は行わず増刷のみを予定している。増刷の時期及び部数は未定である。 【参考】令和7年度の作成状況 (1) 発行 令和7年10月 (2) 部数 65,000部</p> <p>5. 区政概要の発行 区の施策・行事等区政の概要等を掲載し、事務事業運営の資料や区政の記録及び情報資料として作成する。 区ホームページで電子データを公開するほか、区政情報センター、区政情報コーナー、図書館に閲覧用の冊子を配架する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課) (続き)	<p>6. 動画による情報発信 区の施策や取組み、イベントや見どころなどを分かりやすく提供する動画を制作し、YouTube公式チャンネルで配信するとともに、手話やテロップ等により障害者への配慮を行う。 動画作成にあたっては、外部副業人材の動画配信アドバイザーに助言・提案を受け、効果的な動画広報の実現を図る。 また、各職員のPCで編集ができる動画編集ツールを活用するとともに、各所管課への必要なサポートを行う。 ※登録者数/13,876人 (令和8年3月末現在) <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-1</u></p> <p>7. 世田谷WEB写真館の運用 区内の名所や風景等の写真約1,400点を公開している。これらの写真データの貸し出しを通して、区の魅力を区内外へ広くPRする。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課) (続き)	8. Xによる情報発信 計11アカウントから最新の情報を発信するなど、情報発信の充実を図っている。 (1) 政策経営部広報広聴課 区の施策、イベント情報等 (2) 危機管理部 防犯、防災、危機管理関連情報等 (3) 子ども・若者部 子ども・子育て支援、若者支援関連情報等 (4) 世田谷保健所 健康関連、食品衛生・環境衛生関連情報等 (5) 教育委員会事務局 区教育委員会事務局からのお知らせ等 (6) 各総合支所 地域ごとの身近な情報等 (7) DX推進担当部 区のDX関連事業等 ※フォロワー総数/156,287人 (令和8年4月9日現在)	(次頁に続く)

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課) (続き)	9. Facebookによる情報発信 区内のイベント情報や見どころ、季節に応じたタイムリーな情報を中心に発信するなど、情報発信の充実を図っている。 ※フォロワー数/6,111人 (令和8年4月9日現在) 10. LINEによる情報発信 災害・区政情報の配信に加えて、子育て情報や高齢・介護情報をセグメント配信し、情報発信の充実を図っている。 ※友だち登録者数/119,452人 (令和8年4月9日現在)	(次頁に続く)

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区政PR (広報広聴課) (続き)	11. Instagramによる情報発信 画像投稿を主体とし、区のイベントなど、庁内PT参加職員とともに区内の様々な魅力を配信し、効果的な情報発信の充実を図る。 ※フォロワー数/8,710人 (令和8年4月9日現在) <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-1</u> 12. 広告収入の確保 印刷物の広告掲載やバナー広告、広告付映像モニターなどの広報媒体を活用して、税外収入の確保に努める。 (広報広聴課の広告料収入) ・「せたがや便利帳」への広告掲載 ・区ホームページへのバナー広告掲載 ・庁舎内映像モニターへの広告掲載 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-6</u>	

令和8年度主要事務事業

政策経営部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区民の声 (広報広聴課)	1. 区民の声 区ホームページから寄せられた「区長へのメール」、「区長へのハガキ」、電話、FAX等、区民の方からの意見、要望、苦情を収集・把握し、担当所管課へ情報提供することで、区の施策や事業展開の参考とする。 2. 区政モニターアンケート 区の施策等に係るアンケート等を行い、具体的な意見や提案を収集し、施策や事業の参考とする。 (1) 対象者：世田谷区在住で満15歳以上、 各回定員250人 (2) 回数：庁内の応募状況に応じて実施 令和8年度予定件数：5件 (3) 方法：ウェブアンケートにより実施 (4) 公表：翌年5月下旬に報告書 区ホームページ ※ 新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-1	9,077千円

(次頁に続く)

令和8年度主要事務事業

政策経営部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区民の声 (広報広聴課) (続き)	3. 区民意識調査 区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているのかを把握し、今後の区政運営を進めていくうえでの基礎資料とする。 (1) 対象 世田谷区在住の満15歳以上の区民5,000人を無作為抽出(外国籍含む) (2) 方法 郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答 (3) 期間 令和8年5月13日～6月3日 (4) 公表 令和8年9月上旬に、報告書(概要版あり)、区ホームページ (5) その他 報告書の概要版は、英語や音声コードにも対応。また、調査票等送付時等の発送物の封筒も音声コード対応。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-1</u>	(次頁に続く)

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区民の声 (広報広聴課) (続き)	<p>4. 子どもの声アンケート 子どもたちの区政に対する意見・要望を把握し、今後の区政運営を進めていくための基礎資料とする。</p> <p>(1) 対象 小学4年生～中学3年生の区民3,000人を無作為抽出(外国籍含む)</p> <p>(2) 方法 郵送配布、郵送回収またはインターネットによる回答</p> <p>(3) 期間 令和8年12月3日～12月17日</p> <p>(4) 公表 令和9年5月に、報告書、 区ホームページ</p> <p><u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目1-1</u></p> <p>5. 区民意見募集 区の主要な施策や計画等を策定する際に素案等の段階から公表し、区民の誰もが意見を述べたり、情報を知ったりできる機会を設けるとともに、寄せられた意見に対して区の考え方を付して公表している。</p> <p>(1) 区民意見提出手続(パブリックコメント)実施予定 6件</p> <p>(2) 区民意見募集 実施予定 8件</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>お問い合わせセンター運営 および業務の再構築 (広報広聴課)</p>	<p>1. 運営内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設時間 午前8時～午後9時 (年中無休) ・ 受付方法 電話、FAX、区ホームページのメールフォーム <p>※FAX、区ホームページのメールフォームでは、24時間問い合わせ受付を実施。</p> <p>2. お問い合わせセンター運営業務の再構築</p> <p>令和9年度6月を目途に、世田谷区役所代表電話、せたがやコール、総合支所代表電話、出張所、総合支所区民課の電話を統合し、「世田谷区役所お問い合わせセンター/ (愛称) せたがやコール」として再構築を行い、区民からの各種問い合わせ先の明確化を図るとともに、お問い合わせセンターにて区役所開庁時間外での営業を行うほか、簡易な問い合わせについての一次回答を行うことで区民を待たせず、求める情報を的確に提供する体制を構築する準備を進める。</p> <p>また、特定の業務における受電の集中による事務の停滞が生じにくい体制を講じ、窓口を含め、区全体として区民を待たせない仕組みの構築を目指すとともに、職員は職員でないと担うことが難しい業務に集中することで区民サービスの向上に取り組んでいく。</p> <p><u>※新たな行政経営への移行実現プラン (令和8年3月) 項目1-4</u></p>	131,854千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	個人情報保護制度及び公文書管理制度の適切な運用 (区政情報課)	<p>1. 個人情報保護制度の適切な運営 令和5年4月1日施行の改正法及び改正条例に基づく個人情報保護制度を円滑に運用し、個人情報保護を推進する。 また、改正法に基づき郵送による個人情報開示請求が可能になったことにより、請求件数が増加しているため、引き続き適切に対応する。</p> <p>2. 公文書管理の適切な運営 永久保存となる特定重要公文書の適切な保存に努める。 また、目録の作成、公表を実施し利用請求に対応する。</p> <p>3. 文書事務研修 採用者、昇任者、文書監督者等への研修を通じて、職員の知識向上や意識啓発に努め、公文書管理の適切な運用及び情報公開を推進するとともに、引き続き、適正な個人情報の取扱いを徹底する。</p>	5,340千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり (人事課、研修担当課、職員厚生課)	1. 時代に即した人材育成の推進 (1) 管理職に求められる能力の向上 ①管理職マネジメント力向上に向けた体系的育成手法の構築 管理職に対して、管理職としての自覚と組織管理の上での役割を認識させるため、マネジメント能力の向上を図る研修を引き続き実施する。 ②新任管理職等の支援 新任管理職等を支援するサポート担当者を選任し管理職の育成を図る。 (2) 係長、主任に求められる能力の向上 監督職である係長について、少ない職場経験であっても、経験を補完し、監督者として求められる能力の向上を図る研修を実施する。また、職場の中核を担う主任に対し、職場運営に積極的に関わる意識を醸成し、職場の活性化に取り組むコミュニケーションの手法や課題設定に必要な考え方、問題解決力を高める研修を実施する。 (3) 若手職員研修の充実 自立した活力ある人材の育成に資する研修を若手職員対象に引き続き実施する。また、新規採用職員の育成担当者や若手職員を対象に、職員の指導育成を支援する研修を実施する。 (次頁に続く)	114,302千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり (人事課、研修担当課、職員厚生課) (続き)	<p>(4) キャリア形成に係る研修の充実 職員がそれぞれのライフステージにおいて意欲的に職務に取り組めるよう、採用4年目と9年目にキャリア研修を実施する。</p> <p>(5) 公務員としての高い倫理観、人権意識の醸成 服務規律の確保、高い公務員倫理の確立、人権擁護への理解促進等を図るため、採用時や昇任時のほか、一定の年数単位で繰り返し研修を実施する。</p> <p>(6) 海外派遣研修の実施 広い視野と自主性、創造性をもつ職員育成を目的とし、海外派遣研修を引き続き実施する。</p> <p>(7) 新たな人材育成手法の検討・実施 区における重点的に取り組むべき人材育成上の課題を踏まえ、「おしごとライブラリ」の内容の充実や「タレントマネジメントシステム」のさらなる有効活用に向けた取組みなどを進め、人材の確保・育成・定着を一体的に推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり (人事課、研修担当課、職員厚生課) (続き)	<p>2. 会計年度任用職員の職務知識の向上 会計年度任用職員に対する研修の実施 地方公務員法の適用を受ける会計年度任用職員に対し、求められる基礎知識や実務知識習得に係る研修(動画視聴)を実施するとともに、選択研修や共催研修の参加を促進する。</p> <p>3. 職場研修の実施及び支援 職場研修の支援 各所属で実施する職場研修が、より円滑に運営されるように相談、情報提供や機材貸出等を行うほか、行政実務に関する研修動画等を常時庁内公開サイトに掲載し活用を促すことで、職場研修の充実に資する。</p> <p>4. 新たな研修手法の検討・実施 オンライン研修システムの導入 クラウドシステム上での録画配信による研修を引き続き実施する他、グループワークを中心とした集合型の研修と動画視聴を組み合わせた研修手法等を取り入れることで、研修を受講しやすい環境を整えるとともに研修効果の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり (人事課、研修担当課、職員厚生課) (続き)	5. 働きやすい職場づくり (1) メンタルヘルスの推進 採用時や昇任時の機会をとらえ職員に対し、自身の心のケアに関する研修を実施するとともに、管理監督者に対し初期支援や復職支援の手法を習得させる等、ストレスマネジメントに関する研修を実施する。また、個々の職員のストレスチェックも併せて実施し、メンタル不調が見られる職員へは産業医面談等を実施する。 (2) ハラスメント防止の推進 ハラスメントゼロを目指して「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」に基づき、ハラスメント防止研修の実施等、未然防止に取り組むとともに、職員が相談しやすい苦情・相談体制を整備し、職員の苦情や相談に適切に対応していく。 (3) 働き方改革の推進 「新たな超過勤務ルール」等による勤務時間の適正管理及び職員のワーク・ライフ・バランスの推進策に取り組み、職員の様々な状況や多様性も尊重した、誰もが働きやすい職場づくりを進める。 また、過重労働に対しては、産業医による面接指導等を通じて組織的な対応を図り、職員の健康管理を行っていく。 (次頁に続く)	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	人材育成の推進及び働きやすい職場づくり (人事課、研修担当課、職員厚生課) (続き)	(4) 特定事業主行動計画に基づく取組みの推進 令和7年4月に策定した特定事業主行動計画(令和7年度～令和11年度)に基づき、職員の仕事と生活の調和、仕事と子育ての両立、女性職員の職業生活における活躍に資する取組みを推進していく。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目5-11</u>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	障害者雇用の推進 (人事課)	<p>1. 雇用率の更なる向上を目指した障害のある職員の積極的な採用と配属職場の拡大</p> <p>障害者活躍推進計画に基づき、障害のある新規採用職員の積極的な採用に取り組むとともに、配属職場の拡大を通じて、雇用率の向上に取り組んでいく。</p> <p>(1) 令和6年より実施している技能系の障害者採用選考を引き続き実施するとともに、特別支援学校と連携し、高校生の職場体験実習の更なる受入れ拡大に努め、区役所への就労希望者の増加に努める。</p> <p>(2) 会計年度任用職員についても、令和7年度に初めて配置した児童館用務業務の配置館拡大を行うなど、活躍の場の拡充に取り組んでいく。</p> <p>(3) 現行の障害者活躍推進計画の今年度末での計画期間満了に伴い、全庁横断の会議体を設置し、障害者雇用率の向上や庁内職員の理解促進、障害のある職員の定着率の向上に向けた検討を行い、新たな計画を策定する。</p> <p>2. 障害のある職員の活躍に向けた庁内環境整備の推進</p> <p>障害のある職員が特性を活かし、能力を有効に発揮するため、庁内の環境整備を図るとともに、職員研修等を通じて、全庁の職員の障害に関する理解のさらなる促進を図る。</p> <p>(1) 人事課に設置している障害者雇用推進チームにおいて、障害のある職員や配属職場に対し支援を行うとともに、庁舎管理を始めとする関係所管と連携し、障害の有無に関わらず全ての人々が利用しやすい環境を目指し、庁内の環境整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	13,066千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	障害者雇用の推進 (人事課) (続き)	<p>(2) 障害者雇用についての理解を促進させるため、職員と管理職及び、障害のある職員を配属する職場に対して障害や障害者の就労に関する理解を促進する研修を実施する。実施にあたっては実際の事例を用いたグループワークなどを充実させ、より実践的な内容で実施する。</p> <p>(3) 新たに障害のある職員とともに働く職場を考えるための庁内PTを立ち上げ、庁内横断的に障害者雇用の理解促進に向けた効果的な手法等を検討していく。</p> <p>3. 障害のある職員の定着に向けた支援 障害のある職員が安心して安定的に働き続けることができるよう、職場への定着支援を行っていく。</p> <p>(1) 障害のある職員の安定した就労を目指し、定期的な面談の機会を活用し、自己の障害状況や特性、必要な配慮事項、これまで経験した業務等をまとめたプロフィールシートの周知及び作成支援を行い、職員本人の自己理解の促進に努める。作成したプロフィールシートについては、今後の障害のある職員の異動を見据え、新たな配属先との相互理解のための活用も検討する。</p> <p>(2) 本人の特性や職場の状況に応じた、日々の体調及び業務の進捗確認のためのツールの活用を提案し、本人と職場のコミュニケーションの活性化を図る。また、ツールを通じて、不調時のサインや不調に陥りやすい時期を見える化し、対策へ繋げていく。</p> <p>(3) 障害のある職員への理解を深めるため、地域の就労支援機関を交え、本人及び職場での情報の共有や関わり方、対応方法を深める機会を設け、障害のある職員も共に働く職員も、互いに働きやすい職場環境の実現を目指す。</p>	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公有財産の有効活用 (経理課)	<p>1. 区有地等の現況調査の実施 全庁に区有地等の現況調査を実施し、土地バンク運営委員会において、有効活用の検討を行い、区事業及び区事業関連での暫定利用、民間事業者への貸付け、売払いなど、活用の推進を図る。</p> <p>2. 世田谷土地活用ソリューションの推進 (1) 現況調査を踏まえ、長期間未活用の区有地等について、所管課ヒアリング等を実施。貸付の可否を適宜見直し、貸付対象の拡大を図る。 (2) 政策企画課、官民連携・行政手法改革担当課と連携し、効果的な活用方法を検討していく。 (3) 物件情報等内容の充実を図り、事業者、NPO、福祉団体等へ伝わりやすい情報提供の方法を再度検討し、世田谷土地活用ソリューションの取り組みを推進する。 (4) 団体や個人等から相談があった際に、円滑な対応・必要な情報が十分活用されるよう、庁内職員に対して周知方法の工夫を図る。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-6</p>	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算															
	入札・契約制度の改善 (経理課)	<p>1. 入札・契約制度 原則として、工事請負は一般競争入札を、それ以外（物品購入や委託等）は希望制指名競争入札を実施し、契約手続きの透明性の向上を図る。なお、今般の経済情勢下で生じている資材調達の遅滞や物価・労務等の高騰に対しては、柔軟な契約変更や実勢に即した予定価格設定等、引き続き適切な対応を図る。</p> <p>2. 入札制度改革 入札制度改革について、工事契約に係る総合評価方式や委託契約に係る変動型最低制限価格制度を適正に執行する。</p> <p><u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-29</u></p> <p><参考>建設工事、物品の調達、委託等の契約締結状況 【令和7年度実績】</p> <table border="1" data-bbox="786 1023 1314 1273"> <thead> <tr> <th></th> <th>件 数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事</td> <td>350</td> <td>24,096,131</td> </tr> <tr> <td>物 品</td> <td>190</td> <td>2,241,134</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td>80</td> <td>6,462,346</td> </tr> <tr> <td>委託等</td> <td>2,243</td> <td>57,299,011</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経理課取扱い分)</p>		件 数	金額（千円）	工 事	350	24,096,131	物 品	190	2,241,134	賃貸借	80	6,462,346	委託等	2,243	57,299,011	—
	件 数	金額（千円）																
工 事	350	24,096,131																
物 品	190	2,241,134																
賃貸借	80	6,462,346																
委託等	2,243	57,299,011																

令和8年度主要事務事業

財務部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	電子契約の拡充 (経理課)	<p>1. 電子契約の拡充</p> <p>昨年度より、工事請負契約に導入している電子契約の運用実績を踏まえ、物品購入や委託等契約についても対象や運用方法を検討の上、拡充を図る。</p> <p><u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-29</u></p>	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公契約条例の適正な運用 (経理課)	公契約適正化委員会における議論を踏まえ、新たな入札制度の実施及び 検証に取り組むとともに、公契約の履行における事業者の法令遵守や労働 環境の確保について、理解促進のためのさらなる具体策を検討する。 また、同委員会の労働報酬下限額に関する意見書（令和7年11月）を踏ま え、引き続き目標額に向けた下限額の段階的な引上げ及び下限額が地域経 済に与える効果等も含めた多角的な議論が同委員会で進捗するよう努め る。	—

令和8年度主要事務事業

財務部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公用車の管理・運用 (経理課)	1. 公用車の適正な管理 リース方式の長所を活かし、老朽化した車両を環境負荷が低く、安全性能の高い車両に更新(入替)し、適正に管理する。 2. 公用車の効率的運用 車両予約システムの利用により公用車の稼働状況を可視化し、効率的運用に繋げるとともに、配車予約のオンライン化を通じて公用車の代替手段であるタクシー利用を推進し、公用車(乗用及び貨物)の必要台数の適正化を図る。 <u>※世田谷区実施計画の推進状況(令和8年3月)施策12-2</u>	123,131千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区税の賦課 (課税課)	<p>公平・適正な課税賦課 特別区民税・都民税及び軽自動車税について、公平かつ適正な課税を行う。</p> <p>1. 賦課事務の効率化に向けた取組み 電子化の進展による課税資料の増加への対応や令和7年1月に移行した税務標準準拠システムを安定的に運用するため、賦課事務の再構築や委託業務のさらなる有効活用を検討する。</p> <p>2. 税制改正への対応 税制改正に基づく特別区民税・都民税及び軽自動車税の見直しについて、特別区税条例等の一部改正や税務システムの改修、区民への周知を行うなど、適切に対応する。</p> <p>3. 税務手続のデジタル化の促進 特別徴収税額通知の電子化をはじめとした税務手続のデジタル化を推進し、区民の利便性の向上及び事務の最適化を図る。</p> <p>4. 公平・公正な租税賦課の一層の推進 公平・公正な租税の賦課を担保できるよう、未申告者に対し申告の勧奨や所得の調査を行うなどの取組みを推進する。</p> <p>5. 区税に関する情報発信 税制改正に伴う変更点等について、広報紙・ホームページ・通知文書等を通じ、区民へより分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目3-3</p>	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	区税徴収の推進 (納税課)	<p>1. 特別区民税等の収納率の向上</p> <p>(1) 現年度分の徴収の推進</p> <p>①滞納の累積化の未然防止の取組みとして、Web口座振替受付サービスやキャッシュレス決済等の納付方法など様々な機会を捉え、周知することで期限内納付を促進する。</p> <p>②文書による督促・催告、電話催告、SMS（ショートメッセージサービス）催告等を組み合わせることにより、滞納整理の早期着手を図る。</p> <p>(2) 滞納整理の推進</p> <p>滞納者に対する財産調査、搜索、差押、公売等を効果的、効率的に行い適切な徴収を推進する。また、滞納者の状況を丁寧に聴き取り、必要に応じ法令に基づいた納付緩和措置を実施する。</p> <p>(3) 電話催告センターの継続</p> <p>AIオートコール（自動音声架電）を活用した催告を継続して行い、従来の有人架電と組み合わせた効果的かつ効率的な納付勧奨を目指していく。</p> <p>2. 過誤納金還付業務等の効率化</p> <p>過誤納金還付業務、税証明書郵送申請及び口座振替登録等の業務委託を継続し、効率的な業務執行体制を構築していくとともに、さらなる業務効率化に向けた取組みの検討を進める。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-9、3-4</p>	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	債権管理の強化 (納税課)	<p>債権管理強化の重点取組みとして、債権管理重点プラン（令和6～9年度）に基づき、債権管理委員会を通じて、具体的な取組みを推進し、全庁的に収入未済の縮減に努めるとともに、引き続き適切な管理を図る。</p> <p>また、令和7年度から実施している生活困窮者に対する必要な支援への連携として、主に強制徴収公債権間での情報共有及び福祉所管課等との間で、公債権所管の持つ情報を共有し生活再建に向けた支援につなげる仕組みを推進する。</p> <p>【債権管理重点プランに基づく主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権管理重点プラン（令和6～9年度）に基づく推進状況の管理 ② 生活困窮者に対する必要な支援への連携の仕組みを推進 ③ 徴収強化月間の実施 ④ 債権管理研修の実施 ⑤ 弁護士による私債権の整理・回収業務の実施（司法的手続きの強化） ⑥ 債権管理に特化した法律相談の実施 	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

財務部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	用地取得基金の活用 (用地課)	用地の先行取得について、昨年度に引き続き用地取得基金による直接買収を進め、土地開発公社の借入利息の低減を図る。 また、基金活用にあたっては、基金の残額に応じた用地取得計画を作成し、土地開発公社と併用しながら、効率的な運用を図る。	—

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

会計室、政策経営部、財務部、施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	効果的な新公会計制度の運用 （会計課、政策企画課、 財政課、経理課、 公共施設マネジメント課）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度財務諸表を決算の参考資料として議会に提出するとともに、財務諸表の経年比較や庁内でのコスト分析を行えるよう、財務諸表見える化ボードを公表する。 2. 令和7年度事業別財務諸表についても「財務諸表見える化ボード」内で公表する。 3. 施策評価見える化ボードに財務諸表（行政コスト計算書）を掲載してフルコストを示すとともに、取組みの単位あたりコストを分析し、客観的な指標に基づく評価を行う。 	990千円

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	当初予算概要（新規・拡充事業）	当初予算概要における新規・拡充事業における企画総務領域に関連する取組みを推進する。	－	(1) 経済・産業 a せたがやPay No.19

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び企画総務領域に関連する分野別政策を推進する。	－	<p>1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。</p> <p>(1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 (2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 (3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 (4) 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 (5) 自然との共生と脱炭素社会の構築 (6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出</p> <p>2. 基本計画に掲げる分野別政策 (1) 脱炭素化の推進 a <u>公共施設や区事業活動における脱炭素の実施 施策No. 12-2</u></p>

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける企画総務領域に関連する取組みを推進する。	—	<p>1. 新たな仕組みづくり</p> <p>(1) 広報・広聴機能の強化 項目1-1</p> <p>(2) お問い合わせセンター運営業務の再構築 項目1-4</p> <p>(3) 税外収入の確保の推進 項目1-6</p> <p>(4) ふるさと納税対策の推進 項目1-7</p> <p>(5) 電話催告センターの活用範囲の拡充 項目1-9</p> <p>(6) 官民連携の取組みの推進 項目1-11</p> <p>(7) 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し 項目1-28</p> <p>(8) 公契約条例を踏まえた入札制度改革及び電子契約の導入 項目1-29</p> <p>2. 区民目線からのサービス利便性の向上</p> <p>(1) オープンデータの推進 項目2-25</p> <p>3. 職員の時間の効果的活用</p> <p>(1) 職員の人事・給与・福利事務の手法の見直し 項目3-1</p> <p>(2) 封入封緘・発送等業務の効率化 項目3-2</p> <p>(3) 個人住民税賦課・軽自動車税賦課業務の効率化 項目3-3</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

企画総務領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進 (続き)	新たな行政経営への移行実現プランにおける企画総務領域に関連する取組みを推進する。	—	<p>(4) <u>過誤納金還付業務及び受電業務（一部）の効率化</u> 項目3-4</p> <p>(5) <u>生成A Iを活用した業務改革</u> 項目3-9</p> <p>(6) <u>区民向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化</u> 項目3-12</p> <p>(7) <u>団体・事業者向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化</u> 項目3-13</p> <p>4. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）</p> <p>(1) <u>ファシリティマネジメント推進体制構築</u> 項目5-2</p> <p>(2) <u>D X基盤の整備</u> 項目5-3</p> <p>(3) <u>職員健康診断の実施手法等の見直し</u> 項目5-4</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員制度の適正な運用に向けた見直し</u> 項目5-5</p> <p>(5) <u>執行体制の整備と人材育成</u> 項目5-11</p> <p>(6) <u>D X人材の育成</u> 項目5-12</p> <p>(7) <u>公金業務の効率化・DX化</u> 項目5-18</p>